

【重要】2024年度海外留学支援制度（協定派遣） 併給制限について

- 本制度の奨学金は、派遣プログラム参加にあたり、他団体等（立教大学や派遣先大学も含む。以下、同じ。）からの派遣プログラム参加のための給付型奨学金（渡航費を除く）を受けると、他団体等からの奨学金月額が本制度の奨学金を超えないことが条件です。複数の団体から給付型奨学金を受けると、合算したものを月額換算し、本制度の支援月額を超えないことを確認してください。
- 他の奨学金などに航空券代などの渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えなければ併給可能です。
- 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」と本制度は併給できません。
- 日本学生支援機構が実施している国内の奨学金（給付型）に2019年度以降採用された方は、本制度を利用する場合、学生部学生課（奨学金担当）にて休止手続きが必要です。

併給制限に抵触する場合は、奨学金の辞退や返金をしていただく必要があります。併給制限に抵触する可能性がある場合は事前にご相談ください。

例1) 留学期間9か月の場合

海外留学支援制度（協定派遣）	他団体等（立教大学も含む）
奨学金 月額6万円	立教大学グローバル奨学金 年額20万円
渡航支援金 年額13万円	立教大学校友会成績優秀者留学支援奨学金 年額20万円
奨学金 月額6万円	奨学金 月額4.4万円（40万円÷9か月）

⇒他団体等からの奨学金月額が本制度の奨学金月額を超えないので、併給可能。

例2) 留学期間9か月の場合

海外留学支援制度（協定派遣）	他団体等（立教大学も含む）
奨学金 月額6万円	ABC財団留学奨学金 総支給額35万円 （内訳：奨学金 年額20万円、渡航費 年額15万円）
渡航支援金 年額13万円	立教大学校友会成績優秀者留学支援奨学金 年額20万円
奨学金月額6万円	奨学金 4.4月額万円（40万円÷9か月）

⇒他団体等の奨学金に「渡航費」が含まれている場合、その「渡航費」は切り離したうえで月額換算する。他団体等からの奨学金月額が本制度の奨学金月額を超えないので、併給可能。

以上